

賛助会員規約

第1条（目的）

一般社団法人山口県宅老所・グループホーム協会（以下「当法人」という）と、当法人に入会した賛助会員との間に本規約を定める。

第2条（賛助会員の定義）

賛助会員とは、当法人の目的に賛同し、年会費を納めることで、資金面から活動を賛助する為に入会した団体又は個人をいう。

第3条（議決権）

賛助会員は当法人の社員総会における議決権を有しない。

第4条（入会）

入会の申込をする場合は、入会申込書に必要事項を記入し、当法人にFAX、または郵送にて提出することとする。

申込書の受領通知後に、会費の振込を事務局が確認した日を以て入会の成立とする。

第5条（賛助会員費）

- （1）賛助会員（団体） [年会費] 10,000 円（1口）
- （2）賛助会員（個人） [年会費] 2,000 円（1口）

第6条（賛助会員費納入）

当法人賛助会員の年会費は、請求日から3カ月以内に納入しなければならない。年度途中で入会する場合は、原則として一年分の年会費を納入しなければならない。年会費の未納、滞納がある場合、再々の督促にもかかわらず会費の納入がない場合は、当法人定款、本規約の規定に従って会員の資格を喪失する。

第7条（会員資格の継続）

- 1) 会員資格有効期間が満了する場合には、書面により、継続のための案内を会員に通知する。
- 2) 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。
- 3) 振込等の場合、当法人が入金を確認したことをもって継続されるものとする。

第8条（入会申込記載事項の変更等）

- 1) 会員は、その氏名又は連絡先等に関する事項に変更があったときは、速やかに書面よりその旨を当法人に通知しなければならない。
- 2) 前項に規約変更通知の不在によって、当法人からの会員への通知、書類等が遅延または不達になった場合、当法人はその責を負わないものとする。

第9条（退会）

会員が退会を希望する場合、別に定める退会届をFAX、または郵送にて提出して、任意に退会できる。ただし、既に納入された年会費は返納しない。

第10条（除名）

会員が以下の各項のいずれかに該当すると判断した場合、理事会の議決により、これを除名することができる。その場合、納入された年会費は返納しない。また、当該会員から第三者への資格の継承はできない。

- 1) 当法人定款、本規約に違反した場合
- 2) 第12条の禁止事項に掲げる行為を行った場合
- 3) 故意、過失に問わず、当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為を行った場合

第11条（守秘義務）

当法人は会員の許可を得ずに、会員情報を公開または使用することはできない。また、会員は当法人の許可を得ずに、会員として知り得た当法人の非公開情報等を会員期間はもとより資格喪失後も公開または使用することはできない。

第12条（禁止事項）

会員は以下に掲げる行為をしてはならない。

- 1) 会員情報など当法人へ虚偽の申請を行う行為
- 2) 他の会員、第三者もしくは当法人の財産及びプライバシーを侵害する行為、不利益や損害等を与える行為またはそれらの恐れがある行為
- 3) 当法人の許可なくロゴマーク、印刷物などの転用行為
- 4) その他、当法人理事会が不適切と判断する行為

第13条（特典利用）

会員は以下の特典を利用することができる。

- 1) 当法人からの発行物、その他情報（郵送物は1社につき1部、メール配信は1社につき1ヶ所とする。）
- 2) 当法人が主催する講演会・学習会等を優待価格で利用
- 3) 当法人のホームページのバナーの掲載及びリンク
- 4) 講演会におけるブースの設置
- 5) ブロック別学習会の企画、開催

本特典に関しては事前の予告なく当法人の判断にて変更できるものとする。

第14条（反社会的勢力との一切の関係遮断）

賛助会員は、社会的秩序に悪影響を与える団体、個人等の反社会的勢力とは一切の関係を持たないものとする。

第15条（個人情報保護）

当法人は、当法人が保有する会員の個人情報に関して適用される法規を遵守するとともに、次の各号の場合を除き、個人情報を第三者に提供しない。

- 1) 情報開示や第三者への提供について、該当する会員の同意がある場合。
- 2) 裁判所や警察等の公的機関から、法律に基づく正式な照会を受けた場合。
- 3) 会員の行為が、当法人の権利、財産やサービス等に損害を及ぼす可能性があり、それらを保護のために必要と認められる場合。
- 4) 賛助会員の生命、身体または財産の保護のため緊急に必要で、会員の同意を得ることが難しい場合。

第16条（損害賠償）

賛助会員が、当法人定款及び本規約に反し、またはそれに類する行為によって当法人が損害を受けた場合、当該会員は、当法人が受けた損害を当法人に賠償しなくてはならない。当法人の責に帰さない活動において、会員が他の会員や第三者に対して損害を与えた場合、当法人はその損害に対して賠償する責任を負わない。

第17条（規約の変更）

本規約を変更する必要があるときは、変更内容についてホームページ掲示等の方法で告知することにより、これを変更できるものとする。

第18条（協議事項）

本規約に関して疑義が生じた場合、または本規約に定めなき事項については、当法人と各賛助会員は誠実に協議する。

第19条（管轄の合意）

当法人と各会員との間で、本規約に関して紛争が生じた場合には、誠意を持って協議の上解決するものとする。協議によっても解決しない場合には、すべて山口地方裁判所を管轄裁判所として解決する。

（附則）本規約は、令和5年11月1日から施行する。